

## 令和5年度第3回寒川町地域自立支援協議会資料における質疑・意見集約表

No.	議題	資料	質疑・意見	意見・質問に対しての方針等
1	2	1	[文字修正] P.14 新⑥1) 医療的ケア時 → 医療的ケア児 P.18 新④下から2行目「精神保健福祉士等」→「福祉職」（他のページと表記統一）	ご指摘ありがとうございます。P.14 新⑥1)についてはご指摘のとおり修正いたします。P.18 新④下から2行目「精神保健福祉士等」については現在、精神保健福祉士を2名配置していること。かつ、精神保健福祉施策の推進のため、精神保健福祉士を継続して配置する意味合いから、このままの表記とさせていただきます。福祉職の表記については、新たな専門職を配置する意味合いで、意図的に区別した表記とします。
2	2	1	「宿泊型自立訓練」について詳しく教えてください。	宿泊型自立訓練とは、一定の支援が必要な知的障がいや精神障がいのある人のうち、日中、一般就労や障がい福祉サービスを利用している人等で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練などを行うサービスです。地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等を目的としています。
3	2	1	3年毎に見直す度により良い施策になり、実感できるものになってほしいと思います。	期待に沿えるよう、委員の皆様のお力をお借りながら進めてまいりたいと思います。
4	2	1	P.26新 児童発達支援センターの設置について。「引き続き検討」となっていますが、国の基本方針・成果目標（資料3のP.2④）では令和8年度末までに市町村で1か所以上となっています。「引き続き検討」をP.9新2.の委託相談支援事業所の増設に関する記述のように「設置を検討し準備を進める」と一歩進めていただきたいと思います。	寒川町の規模ではすべての事業を一度に実現することは難しく、優先順位をつけて取り組んでまいります。
5	2	1	新旧分かりやすく整理されていると思います。	—
6	2	1	14ページの依存症対策に関して、「精神保健福祉相談」、「酒害相談員によるアルコール個別相談」との記載がありますが、事業名が変更になる可能性もあるため、事業名まで記載するかご検討ください。	ご指摘のありましたとおり事業名の変更等を考え、記載について修正をいたします。
7	2	1	17ページのにも包括に関して、「茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会」が正式名称になります。	ご指摘のありましたとおり、「茅ヶ崎市保健所地域精神保健福祉連絡協議会」に修正をいたします。
8	2	1	21ページの（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について、本文中の「がい」の文字が漢字や平仮名が混ざっておりますので整理が必要ではないかと思えます。	ご指摘のありましたとおり、法律、団体名、固有名詞等を除き、「がい」という表記に修正をいたします。
9	2	1	委託相談支援事業所の増設は準備に入っていますか。	
10	2	2	計画相談をやってもらえない現状を感じます。当事業所利用希望の際も相談事業所から断られた事例が多数あります。	町の課題としても取り上げており、計画の中でも重要事項として位置付けています。
11	2	2	移動支援についての意見や希望は日々の生活の一部なので、町の事業として早急に対応できないでしょうか。	すべての意見に対し早急に対応することは難しいですが、近隣市町村の状況等を踏まえつつ、取り組んでまいりたいと考えております。

令和5年度第3回寒川町地域自立支援協議会資料における質疑・意見集約表

No.	議題	資料	質疑・意見	意見・質問に対しての方針等
12	2	2	自治会を辞めたらどうかとは、考えられない声です。	—
13	2	2	ヘルパー不足はシルバーで意欲とファイトのある方をお願いするか、ボランティアを募るとか福祉フェスティバルで仕事内容を説明し理解していただき、協力を求めたらどうか。	ヘルパーなど、福祉の仕事については広報への掲載も行っており、引き続き周知に努めてまいります。
14	2	2	ヘルパー不足、通所・通学送迎、親亡き後の不安、福祉避難所など、毎回同じような課題が挙げられています。次期計画こそは、課題が解決した、あるいは解決に向かっていくと感じられるようになる事を期待します。	寒川町の施策のみで解決できることではありませんが、委員の皆様力を借りながら進めてまいりたいと思います。
15	2	3	にも包括の検討について。協議会の全体会の中で検討していくには、時間的にも難しいと思う。まずは、小さい単位でのワーキングなどで、課題の整理や進め方から検討する必要があると考える。	寒川町の規模では、複数のワーキングを同時並行で進めていくことは難しいと考えています。課題の整理等から進めていければと考えておりますので、引き続きご協力をお願いいたします。
16	2	3	入所等から地域生活への移行で、支援体制がスムーズにできるのでしょうか。	地域への移行にあたり、相談支援専門員など、各機関でケース会議や調整を行い、地域に移行しても本人の生活が可能なように支援を行っています。
17	2	3	よく反映されていると思います。	—
18		5	NO.16 現在の窓口対応では情報が届かないという現状があり、不十分といえると思います。対策が必要ではないではないでしょうか。	ガイドブックについてはホームページへの掲載も行っているほか、LINE（ライン）を通じた情報提供など、様々な方法での周知を始めております。
19	3	その他	「にも包括」という言葉を初めて聞きました。会議中に使われていましたが、話の内容が理解できなかったもので、説明をお願いします。	にも包括とは、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの略称です。また、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムは、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など）が包括的に確保されたシステムのことです。
20	3	その他	支援体制は3障がい同時に始まったものではなかったのです。知らなかったです。	—
21	3	その他	健康管理センター内に要望が生かされないの件には互いの思いがかみ合わない様に見えた。前回の議事録で分かりますが。	新たに施設を建設する際には、広く町民から意見をいただくように担当課に働きかけてまいります。